

川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多くの市民が利用する建築物等において、木質化により国産木材を積極的かつ効果的に活用する取組に対し、川崎市木材利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、国産木材の良さのPR及び市民の国産木材利用に関する意識向上を図り、国産木材利用の促進に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年規則第7号。以下「交付規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質化 建築物等の内装、外装及び建具、または什器等において、視覚的、触覚的に容易に分かる方法で国産木材等を利用することをいう。
- (2) 国産木材 国内で生産された木材をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、この要綱に基づく工事・改修等を行う建築物等の所有者、管理又は建物の所有を目的とする地上権及び賃借権並びに使用貸借による権利を有する者とする。ただし、次に掲げる者は補助を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中である者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立てまたは、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしている者
- (4) 国税・地方税を滞納している者
- (5) 政治活動、宗教活動を目的としている者
- (6) 代表者または役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者

(補助対象の施設)

第4条 補助金交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、川崎市内に所在する不特定かつ多数の者が利用する施設又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設とする。ただし、次に掲げる施設は補助の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等が管理する施設又は施設の部分
- (2) 政治活動、宗教活動を目的とする施設
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の店舗等の施設

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、木質化のために必要な工事費とする。ただし、他の公的な補助金や助成金の対象経費とされたもの、交付決定日の前に支出した経費、消費税及び地方消費税相当額は除く。

(市内中小企業者への優先発注に対する措置)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請予定額又は助成金の交付決定額が1,000,000円を超える場合は、交付規則第5条第2項に基づき、次の各号に掲げる方法により入札又は見積書の徴収を行わなければならない。

- (1) 3者以上の市内中小企業者（交付規則第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）による一般競争入札
- (2) 2者以上の市内中小企業者による指名競争入札
- (3) 2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収

2 入札又は見積書の徴収について、市長が契約の性質上、第1項の方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、同項の規定は適用しない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の補助対象経費の2分の1以内で、1施設当たり別表1に定める額を上限とする。その額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を市の予算の範囲内で補助するものとする。

(事業提案書等の提出)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出し、補助金申請の適否について審査を受けなければならない。なお、追加資料を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (1) 川崎市木材利用促進事業補助金事業提案書（第1号様式）
- (2) 事業提案の内容説明資料（位置図、見積書、設計イメージ図、工程表、事業PR、想定利用者数等）
- (3) 申請者の概要（参考様式1）
- (4) 申請者と補助対象の施設の権利関係が分かる書類
- (5) 工事前・工事後の建物の配置図、平面図、立面図、展開図、面積表（対象範囲を記入したもの）
- (6) 工事前の建物写真（改修・改築の場合のみ）
- (7) 法人税（国税）の納税証明書※法人事業者のみ提出
- (8) 履歴事項全部証明書（写）
- (9) 定款（写）
- (10) 決算報告書
- (11) 法人市民税納税証明書（事業提案日前3ヶ月以内に発行されたもの）※法人事業者のみ提出
- (12) 川崎市暴力団排除条例適合確認に係る役員等氏名一覧表及び同意書（参考様式2）※法人事業者のみ提出

(13) 市民税納税証明書※個人事業者のみ提

(14) 川崎市暴力団排除条例適合確認に係る同意書（参考様式3）※個人事業者のみ提出

(15) 質問書（必要時のみ提出）

(16) 市内中小企業者により入札を行ったことがわかる資料又は市内中小企業者2者以上から取得した見積書

(17) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第19号様式）

(18) その他必要な書類

2 前項第16号に定める市内中小企業者により入札を行ったことがわかる資料又は市内中小企業者2者以上から取得した見積書については、第6条第1項の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合のみ提出することとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第18号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は交付対象者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 第1項第17号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に限り提出するものとする。

（審査会の設置）

第9条 市長は、前条に基づき本事業の提案について審査を行うため、川崎市木材利用促進事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会に関し、必要な事項は別に定める。

（審査結果の通知）

第10条 市長は、第8条に基づく提案を受理した場合は、前条に基づく審査会を開催し、審査のうえ、補助金申請の適否を決定するとともに、川崎市木材利用促進事業補助金審査結果通知書（第2号様式）により、審査結果を通知するものとする。

（交付の申請）

第11条 前条の審査結果通知により補助金申請が適当と認められた者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 川崎市木材利用促進事業補助金交付申請書（第3号様式）

(2) 交付申請事業計画書（工程表）

(3) 各費目に係る見積書（積算書）

(4) その他必要な書類

（交付の決定）

第12条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に対し、川崎市木材利用促進事業補助金交付決定通知書（第4

号様式)により通知するものとする。なお、審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、川崎市木材利用促進事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)にその理由を付して申請者に通知するものとする。

(工事等の着手)

第13条 補助の対象となる工事等の着手は、市長から前条の補助金交付決定の通知を受けた後に行うものとする。

- 2 前条による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、工事等に着手した場合には、速やかに川崎市木材利用促進事業補助金工事等着手届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業内容等の変更)

第14条 交付対象者は、第12条の交付決定後においてやむを得ず事業内容等を変更する必要があるときは、あらかじめ変更の内容について川崎市木材利用促進事業補助金交付変更承認申請書(第7号様式)及びその他必要な書類を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて交付対象者にその処理について指示をするとともに、適当と認めるときは、川崎市木材利用促進事業補助金交付変更承認通知書(第8号様式)により交付対象者に通知するものとする。なお、審査の結果、承認しないことを決定したときは、川崎市木材利用促進事業補助金交付変更不承認通知書(第9号様式)にその理由を付して交付対象者に通知するものとする。

(事業の中止)

第15条 交付対象者は、交付決定を受けた当該事業を中止しようとするときは、川崎市木材利用促進事業補助金中止申請書(第10号様式)により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受理し、交付決定を取り消すときは交付対象者に川崎市木材利用促進事業補助金交付決定取消通知書(第11号様式)により通知するものとする。

(遂行状況報告)

第16条 交付対象者は、市長の要求があったときには、事業の遂行状況について、市長に報告しなければならない。

(完了実績報告書の提出)

第17条 交付対象者は、補助金の交付決定を受けた工事等が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 川崎市木材利用促進事業補助金完了実績報告書(第12号様式)
- (2) 発注実績報告書(第17号様式)
- (3) その他必要な書類

- 2 前項に規定する報告は、交付対象者が第11条に基づく申請を行った年度の3月15日まで、かつ工事等が完了した日から3か月以内に行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。

3 第1項第2号に定める発注実績報告書については、補助対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとする。

(補助金額の確定)

第18条 市長は、前条第1項に規定する書類を受領したときは、完了検査を行い、補助金の額を確定し、川崎市木材利用促進事業補助金額確定通知書(第13号様式)により交付対象者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第19条 市長は、前条の検査の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、交付対象者に対し、補助金を取り消し、又は額を修正して前条の補助金額を確定できる。

(補助金の交付請求)

第20条 交付対象者は、第18条に基づく通知を受けたときは、当該通知の日から30日以内に、川崎市木材利用促進事業補助金交付請求書(第14号様式)により市長に対し補助金を請求することができる。

2 市長は、前項に基づく請求書を受領したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第21条 交付対象者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消または補助金の返還)

第22条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部または一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請、報告その他補助金の交付に関連して不正の行為があったとき。
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(交付を受けた者の義務)

第23条 補助金の交付を受けた者は、当該施設で国産木材が使用されていること及び木質化において本市の補助を受けていることを次の各号により表示しなければならない。

- (1) 容易に消えない方法で木質化した部分又はその周辺の視認性のよい場所に表示すること。又は容易に消えない方法により作成したプレートなどを同様の場所に設置すること。
 - (2) 表示の大きさについては、297mm×420mm以上を目安とすること。ただし、やむを得ない理由による場合にはこの限りではない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項に加えて、施設のホームページや配布物、SNSなどを活用した方法での表示に努めなければならない。
- 3 補助金の交付を受けた者は、木材利用の促進に努めるとともに、木材利用の促進に関する本市施策への協力に努めなければならない。

(財産処分の制限)

第 24 条 別表 1 に定める財産処分及び転用制限期間（以下「制限期間」という。）において、補助金の交付を受けた者が補助金を活用し工事等を行った部分に関する財産（以下「財産等」という。）について処分又は転用（以下「処分等」という。）しようとするときは、あらかじめ川崎市木材利用促進事業補助金財産等処分申請書（第 15 号様式）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、承認する場合は川崎市木材利用促進事業補助金財産等処分承認通知書（第 16 号様式）により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を受けた者が制限期間内に市長の承認を受けずに処分等を行った場合は、当該財産等の取得又は設置（以下「取得等」という。）に要した補助金の相当額の全部又は一部の返還を補助金の交付を受けた者に命ずることができる。ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、補助金の交付を受けた者は補助金の相当額の全部又は一部の返還について市長に減免を協議することができるものとする。

4 市長は、前項の命令を受けた補助金の交付を受けた者が制限期間内に当該財産等の処分等を行ったことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

5 補助金の交付を受けた者は、財産等が制限期間内に補助金の交付目的を達成することができなくなった場合は、速やかに市長に協議し、その指示に従って当該財産等の取得等に要した補助金の相当額の全部又は一部を市に納付しなければならない。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はまちづくり局長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年 7 月 19 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の様式で手続きを行った場合においては、旧様式をそのまま使用することができる

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月18日から施行する。
- 2 改正前の様式で手続きを行った場合においては、旧様式をそのまま使用することができる

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式で手続きを行った場合においては、旧様式をそのまま使用することができる

別表1（第7条、第24条関係）

種別	要件	補助総額	財産処分及び 転用制限期間
特に高い効果が見込まれる施設	<ul style="list-style-type: none">・当該施設の利用者数が年間10万人以上であるか、またはそう見込まれる施設（駅舎・大規模商業・病院など）。・目立つ形で国産木材を利用し、木の良さのPRを十分に図ることができる施設。	5,000千円	8年
その他施設	<ul style="list-style-type: none">・特に高い効果が見込まれる施設以外の施設。	2,500千円	3年

第1号様式

年 月 日

(あて先)

川崎市長

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市木材利用促進事業補助金事業提案書

川崎市木材利用促進事業補助金の交付を受けたいので、川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり事業の提案をします。

1 事業の実施場所 川崎市 区

2 事業概要 (工事等の内容等)

3 事業予定期間 着手 年 月 日

完了 年 月 日

4 交付申請予定額 千円

※本金額を上限に、川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱第11条の交付申請を行います。

提案事業計画書

事業名称：

1 事業目的
2 事業内容
3 工事概要
4 工程表等 設計期間 年 月 日 ~ 年 月 日 工事期間 年 月 日 ~ 年 月 日 供用開始 年 月 日

第2号様式

川ま企 第 号
年 月 日

様

川崎市長

川崎市木材利用促進事業補助金審査結果通知書

年 月 日付けで提案のあった事業について、川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、川崎市木材利用促進事業補助金の審査結果を通知します。

1 審査結果

2 補助金交付上限予定額

千円

第3号様式

年 月 日

(あて先)

川崎市長

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

川崎市木材利用促進事業補助金交付申請書

年 月 日付け川ま企第 号にて審査結果通知のあつた事業について、川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

- 1 事業の実施場所 川崎市 区
- 2 事業計画 別紙のとおり
- 3 事業予定期間 着手 年 月
完了 年 月
- 4 補助金交付申請額 千円

5 交付申請額の算出方法

(単位：円)

費目	内容（規格など）	数量	単価	金額	備考
小計 (補助対象経費)					
消費税					
計(事業費)					

補助対象経費	補助率	補助金申請額
円	1/2	(千円未満切捨) 千円

※記載の各費目について、見積書若しくは積算書を添付してください。添付がない場合、補助事業の対象とならない場合があります。

※消費税については、原則、補助対象経費に含まないものとします。

交付申請事業計画書

事業名称：

1 事業目的
2 事業内容
3 工事概要
4 工程表等（別紙参照） 設計期間 年 月 日 ～ 年 月 日 工事期間 年 月 日 ～ 年 月 日 供用開始 年 月 日

様

川崎市長

川崎市木材利用促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助金交付について、次のとおり決定しましたので、川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき通知します。

- 1 交付決定の内容 申請のとおり
- 2 事業の実施場所 川崎市 区
- 3 補助金交付決定額 千円

ただし、完了実績報告書の内容審査及び検査等を行った後、補助金の額を確定するため、補助金交付確定額が上記の交付決定額と異なることがあります。

様

川崎市長

川崎市木材利用促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助金交付について、次のとおり補助金を交付しないことを決定しましたので、川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき通知します。

1 事業の実施場所 川崎市 区

2 理由

第6号様式

年 月 日

(あて先)
川崎市長

住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

川崎市木材利用促進事業補助金工事等着手届

年 月 日付け川崎市指令 第 号で通知を受けた事業について、
工事等に着手しましたので、川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定
に基づき提出します。

- 1 事業の実施場所 川崎市 区
- 2 交付決定額 千円
- 3 着手年月日 年 月 日
- 4 完了予定日 年 月 日

第7号様式

年 月 日

(あて先)
川崎市長

住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

川崎市木材利用促進事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で通知を受けた事業について、
次のとおり変更したいので、川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱第14条第1項の規定
に基づき申請します。

- 1 事業の実施場所 川崎市 区
- 2 事業の変更内容及び理由
- 3 事業予定期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 4 補助金交付変更額
交付決定額 (変更前) 千円
交付申請額 (変更後) 千円
変更増減額 千円

(注)

- ・ 添付書類等は、要綱第11条の補助金交付申請書 (第3号様式) に準じて、変更
に係る部分のみ添付すること。

様

川崎市長

川崎市木材利用促進事業補助金交付変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった補助金交付変更申請について、次のとおり変更を承認しましたので、川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき通知します。

- | | | | |
|------------|------------|---|-----|
| 1 変更承認の内容 | 申請のとおり | | |
| 2 事業の実施場所 | 川崎市 | 区 | |
| 3 事業予定期間 | 着手 | 年 | 月 日 |
| | 完了 | 年 | 月 日 |
| 4 補助金交付変更額 | | | |
| | 交付決定額（変更前） | | 千円 |
| | 交付決定額（変更後） | | 千円 |
| | 変更増減額 | | 千円 |

ただし、完了実績報告書の内容審査及び検査等を行った後、補助金の額を確定するため、補助金交付確定額は上記の交付予定額（変更後）と異なることがあります。

様

川崎市長

川崎市木材利用促進事業補助金交付変更不承認通知書

年 月 日付で申請のあった補助金交付変更申請について、次のとおり承認しないことを決定しましたので、川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき通知します。

1 事業の実施場所 川崎市 区

2 理由

第10号様式

年 月 日

(あて先)
川崎市長

住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

川崎市木材利用促進事業補助金中止申請書

年 月 日付け 川崎市指令 第 号で通知を受けた事業について、次の理由により当該事業を中止したいので、川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき申請します。

- 1 事業の実施場所 川崎市 区
- 2 交付予定額 千円
- 3 事業の中止理由

第11号様式

川ま企第 号
年 月 日

様

川崎市長

川崎市木材利用促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請のあった中止申請について、交付決定を取り消しましたので、川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき通知します。

第12号様式

年 月 日

(あて先)
川崎市長

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

川崎市木材利用促進事業補助金完了実績報告書

年 月 日付け 川崎市指令 第 号で通知を受けた事業が完了しましたので、川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき報告します。

- 1 事業の実施場所 川崎市 区
- 2 交付決定額 千円
- 3 事業実施期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日

川ま企第 号
年 月 日

様

川崎市長

川崎市木材利用促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった事業について、次のとおり確定しましたので、川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱第18条の規定に基づき通知します。

- 1 事業の実施場所 川崎市 区
- 2 補助金交付確定額 千円

年 月 日

(あて先)
川崎市長

住所
氏名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

川崎市木材利用促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 川ま企第 号で確定通知を受けた補助金について、
川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱第20条第1項の規定に基づき次のとおり請求します。

- 1 事業の実施場所 川崎市 区
- 2 補助金交付確定額 千円
- 3 請求金額 千円
- 4 振込先

振 込 先	金融機関名	
	支店名	
	預金種目	普通 ・ 当座 (該当を○で囲む)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

第15号様式

年 月 日

(あて先)
川崎市長

住所
氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

川崎市木材利用促進事業補助金財産等処分申請書

年 月 日付け 川ま企第 号で確定通知を受けた補助金により取得した財産等について、川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱第24条第1項の規定に基づき下記のとおり処分したいので申請します。

記

- 1 処分財産等の品名及び取得年月日
- 2 処分財産等の取得価格及び時価
- 3 処分の方法（有償による処分の場合は、処分価格）
- 4 処分の理由

(注)

- ・ 添付書類は、要綱第18条第1項の補助金額確定通知書（第13号様式）の写しと、処分財産等の取得価格及び時価、処分価格が分かるものを添付すること。

様

川崎市長

川崎市木材利用促進事業補助金財産等処分承認通知書

年 月 日付で申請のあった申請について承認しましたので、川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱第24条第2項の規定に基づき通知します。

- 1 処分財産等の品名及び取得年月日
- 2 処分財産等の取得価格及び時価

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 _____

 企業・団体名 _____
 代表者 職名 _____
 氏名 _____

年 月 日付け川崎市指令第 号で交付決定された事業について、川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり報告します。

1 事業の実施場所 _____

2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。(単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

- (1) 上記、契約結果の分かる書類の写し
- (2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札(見積り)に係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に
 主たる事務所又は事業所を有する者**(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業)
 ※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あ て 先）

補助対象者名

補助対象者の代表者名

住 所

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

資本金の額 円

職員総数 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

- 2. 発注先

- 3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

- 4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱第6条第1項に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____